

第 244 回
神奈川県都市計画審議会
議事録

令和 6 年 11 月 13 日（水）
神奈川県庁新庁舎 12 階 局大会議室

議 事 経 過

<開会>

【中村議長】

ただいまから第 244 回神奈川県都市計画審議会を開会いたします。

初めに本日の定足数でございますが、委員総数 31 名のうち 18 名の委員の方が出席をされておりますので、過半数に達しており、条例に定める定足数に達しております。

また本日の傍聴についてでございますが、傍聴人は 0 名でございます。

ここで、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。稲垣委員及び三瓶委員をお願いいたします。

それでは、案件の審議に入ります。

本日、御審議いただく案件は、お手元の案件表に記載のとおり、7 件でございます。

1 件目の議題、4408 号から 6 件目の 4413 号までにつきましては、関連する都市計画道路の変更であるため、併せて幹事の説明を求めます。

【佐野幹事】

それでは、平塚都市計画及び伊勢原都市計画道路の変更について説明させていただきます。

御審議いただくのは 6 路線ございまして、平塚都市計画におきましては議第 4408 号 3・3・3 号八王子平塚停車場線、議第 4409 号 3・5・15 号東浅間大島線、議第 4410 号 3・5・17 号伊勢原藤沢線、議第 4411 号 3・5・26 号伊勢原大神線の 4 路線、伊勢原都市計画におきましては、議第 4412 号 3・5・3 号石田小稲葉線、議第 4413 号 3・5・7 号伊勢原大神線の 2 路線、合計 6 路線となります。

お手元の議案書、図面集はどちらも 1 ページからとなります。説明の方は、右上、審議事項説明資料①と記載のある資料により進めさせていただきます。

資料の 2 ページ目を御覧ください。

初めに、位置関係でございます。

画面中、緑色で着色された区域が伊勢原市、黄色で着色された区域が平塚市となります。位置図中央、北から南へ、水色で示した相模川が流れ、左下から右上にかけて、青色の線で示した J R 東海道新幹線が通っております。図中央、東西方向に赤色の太線で示しているのが、今回都市計画決定しようとする伊勢原大神線となります。

次に、南北方向に赤色の太線で示しておりますのが、都市計画変更しようとする伊勢原地域の石田小稲葉線、平塚市域の東浅間大島線となります。

また、関連しまして、変更しようとする道路は、東浅間大島線と相模川の間、南北方向に茶色の太線でお示ししている八王子平塚停車場線及び伊勢原大神線の南側、同じく東西方向に茶色の太線で示している伊勢原藤沢線です。

資料の 3 ページを御覧ください。

都市計画決定及び変更する道路について、伊勢原大神線を中心に拡大した位置図を示してございます。

まず、図中央、東西方向に赤色で示しているのが、都市計画決定しようとする伊勢原大神線です。伊勢原大神線は、伊勢原市と平塚市を結ぶ幹線街路でございます。

次に、緑色で着色した、伊勢原市域を南北方向に縦断するのが、幹線街路の石田小稲葉線です。

このうち、赤色で示した区間について、区域を変更いたします。

また、石田小稲葉線と接続し、黄色で着色した平塚市を南北方向に縦断するのが、

幹線街路の東浅間大島線です。同様に、赤色で示した区間について、区域を変更いたします。

その他、関連して、八王子平塚停車場線、伊勢原藤沢線の赤色で示した区域について、区域を変更いたします。

なお、これらの道路は全て国道や県道と重複していることから、県決定の案件となります。

資料4ページを御覧ください。

次に、土地利用の状況でございます。

令和元年6月に撮影された広域の空中写真に、令和5年5月に撮影された、ツインシティ大神地区の空中写真を重ね合わせたものになってございます。

資料中央、黄色の区域で示した、ツインシティ大神地区では、まちづくりが進み、物流施設や大型商業施設が立地してございます。

赤色でお示した伊勢原大神線、石田小稲葉線及び東浅間大島線の周辺は、大部分が農地となっております。

資料の5ページを御覧ください。

次に、上位計画における位置付けでございます。

まず、「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」において、「主要な施設の配置の方針」が示されておりまして、「幹線道路として、3・5・15号東浅間大島線を配置し、(仮称)伊勢原大神軸は、計画の具体化を図る。」としています。

資料の6ページを御覧ください。

「平塚市都市マスタープラン」では、「次世代型まちづくりの方針」において、「南北都市軸を補完する東浅間大島線の延伸」、また、「伊勢原市の市街地とツインシティ大神地区を結ぶ(仮称)伊勢原大神軸など、南北方向と東西方向の交通軸の強化を目指します。」とされています。

資料の7ページを御覧ください。

「伊勢原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」において、「主要な施設の配置の方針」が示されており、「3・5・3号石田小稲葉線を配置するとともに、(仮称)伊勢原大神軸の計画の具体化を図る。」としています。

資料の8ページを御覧ください。

「伊勢原市都市マスタープラン」では、「地域づくりの方針」において「都市計画道路石田小稲葉線の整備を推進します。」、また、「伊勢原大神軸の整備に向けた計画の具体化を図ります。」とされています。

資料の9ページを御覧ください。

次に、伊勢原大神線について説明いたします。

資料の10ページを御覧ください。

都市計画道路の概要でございます。図中央、東西方向に赤色で示した伊勢原大神線は、伊勢原市域で延長約650メートル、平塚市域で延長約560メートルとなっております。伊勢原市域の起点は、西側の石田小稲葉線との交差点、終点は平塚市との行政界となります。また、平塚市域の起点は伊勢原市との行政界、終点は東側の八王子平塚停車場線との交差点となります。

都市計画決定の理由は、資料右上に記載の二点となります。

一点目は、伊勢原市方面から黄色で着色した、ツインシティ大神地区へのアクセス強化です。

二点目は、伊勢原大神線の東側、寒川町と平塚市を連絡する倉見大神線と、伊勢原

市方面を結ぶことにより、湘南地域における東西方向の道路ネットワークを強化するものでございます。

資料の 11 ページを御覧ください。

道路線形の考え方です。道路線形の選定に当たりましては、資料の右上に記載の三点を考慮しました。

一点目は、平面図西側、石田小稲葉線及び市道 63 号線との新設交差点において、安全かつ円滑な交通を確保するため、交差角を 75 度以上とするとともに、青矢印でお示ししました、信号の視認距離を確保いたします。

二点目は、平面図中央、緑色で着色した一団の住宅への影響を最小限にいたします。

三点目は、黄色で着色した、ツインシティ大神地区内の既存区画道路を利用いたします。

次に、幅員構成につきましては、資料下の右側、横断面図 A-A' のとおり、車線は片側 3 メートルの 2 車線、その両側に路肩 0.5 メートル、自転車歩行者道 3.5 メートルとし、幅員 14 メートルを計画しております。

また、交差点部の幅員構成につきましては、左側の交差点横断面図 B-B' のとおり、右折車線 3 メートルを加えた幅員 17 メートルを計画しております。

資料の 12 ページを御覧ください。

以上、平塚都市計画につきましては、種別は幹線街路、名称は 3・5・26 号伊勢原大神線、延長は約 560 メートル、車線の数 2 車線、幅員は 14 メートル、構造形式は地表式でございます。

資料の 13 ページを御覧ください。

続きまして、伊勢原都市計画につきましては、種別は幹線街路、名称は 3・5・7 号伊勢原大神線、延長は約 650 メートル、車線の数 2 車線、幅員は 14 メートル、構造形式は地表式でございます。

資料の 14 ページを御覧ください。

次に、東浅間大島線及び石田小稲葉線について説明いたします。

資料の 15 ページを御覧ください。

都市計画道路の概要でございます。図中、南北方向に赤色で示したのが、石田小稲葉線及び東浅間大島線の区域を変更する区間でございます。

変更の理由は、資料右上に記載のとおり、伊勢原大神線の都市計画決定に併せ、未整備区間の事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、安全かつ円滑な交通を確保するため、区域を変更するものでございます。

まず北側の石田小稲葉線から区域変更の内容を説明します。

資料の 16 ページを御覧ください。

石田小稲葉線の区域変更区間は、延長約 1,640 メートルです。区域の変更内容は、資料右上に記載の二点となります。

一点目は、赤色で旗揚げしました、未整備である変更区間延長約 1,510 メートルについて、自転車の安全な通行を確保するため、資料左上の変更前の横断面図 A-A' に示した歩道 2.5 メートルを、その下、変更後の横断面図に示したとおり、自転車歩行者道 3.5 メートルとし、総幅員を 12 メートルから 14 メートルに変更いたします。

二点目は、平面図、北側の下落合交差点、その南側の三つの新設交差点において、円滑な交通を確保するため、資料左下の交差点横断面図 B-B' に示したとおり、右折車線を追加いたします。

資料の 17 ページを御覧ください。

続いて東浅間大島線の区域変更の内容です。区域変更の区間は延長約 1,320 メートルとなります。区域の変更内容につきましては、資料右上に記載の三点となります。

一点目は、石田小稲葉線と同様に、赤色で旗揚げした未整備である変更間延長約1,200メートルについて、歩道2.5メートルから自転車歩行者道3.5メートルとし、総幅員を12メートルから14メートルに変更いたします。

二点目は、平面図、南側の伊勢原藤沢線との大島交差点において右折車線を追加いたします。

三点目は、大島交差点の北側、渋田川渡河部について、円滑な交通を確保するため、緩やかな曲線区間を設けます。

資料の18ページを御覧ください。

以上、伊勢原都市計画道路石田小稲葉線につきましては、車線の本数は、今回の変更に合わせて、新たに2車線と定めます。区域は、計画図表示のとおり変更いたします。

なお、種別、名称、延長、構造形式に変更はございません。

幅員については、今回変更する区間において12メートルから14メートルとなりますが、路線全体4,170メートルの標準となる幅員は12メートルのため、変更はございません。

資料の19ページを御覧ください。

平塚都市計画道路東浅間大島線につきましては、石田小稲葉線と同様に、車線の本数は、今回の変更に合わせて、新たに2車線と定め、区域は計画図表示のとおり変更いたします。

なお、その他の項目に変更はございません。

資料20ページを御覧ください。

次に、八王子平塚停車場線及び伊勢原藤沢線について説明いたします。

資料の21ページを御覧ください。

都市計画道路の概要でございます。図中央南北方向に示した八王子平塚停車場線については、図中央、赤色で示した伊勢原大神線と接続する、隅切り部の区域を変更いたします。伊勢原藤沢線につきましては、図左下、赤色で示した東浅間大島線との交差点部の区域を変更いたします。

資料の22ページを御覧ください。

まず、資料左、八王子平塚停車場線の区域変更の内容でございます。東西方向、伊勢原大神線の都市計画決定に合わせて、赤色で示した交差点隅切り部の区域を追加いたします。

次に、資料右、伊勢原藤沢線の区域変更の内容です。南北方向、東浅間大島線の都市計画変更に合わせて、接続する大島交差点の円滑な交通を確保するため、交差点横断面図に示したとおり、右折車線を追加いたします。

資料の23ページを御覧ください。

以上、平塚都市計画道路八王子平塚停車場線につきましては、区域は、計画図表示のとおり変更いたします。

資料の24ページを御覧ください。

平塚都市計画道路伊勢原藤沢線につきましては、車線の本数は、今回の変更に合わせて新たに2車線と定めます。区域は、計画図表示のとおり変更いたします。

資料の25ページを御覧ください。

平塚市決定の関連案件につきましては、地区計画の変更がございまして、平塚市都市計画審議会において可決の答申がなされております。なお、伊勢原市決定の関連案件はございません。

資料の26ページを御覧ください。

最後に、縦覧等の手続きについて説明いたします。平塚都市計画道路の変更及び伊

勢原都市計画道路の変更について、公述の申出及び意見書の提出はございませんでした。

以上で、伊勢原大神線、石田小稲葉線、東浅間大島線、八王子平塚停車場線及び伊勢原藤沢線についての説明を終わります。

御審議の程よろしくお願いいたします。

【中村議長】

ただいま幹事から議第 4408 号から 4413 号までの説明がございましたが、何か御意見、御質問がございましたら挙手をお願いいたします。

それでは奥委員の手が挙がっておりますので、奥委員、御発言をお願いいたします。

【奥委員】

御説明ありがとうございます。

ただいま御説明いただいた平塚都市計画道路 3・3・3 号八王子平塚停車場線について、資料の 23 ページのスライド中、備考のところに「なお、平塚市大神八丁目地内に休憩施設を設ける。」とありまして、その場所がどの辺りになるのかということと、これは、本都市計画決定の内容に含まれるものではないけれども参考として書いているという理解でよろしいでしょうか。

【中村議長】

では、質問が二点ございましたので、回答をお願いします。

【佐野幹事】

はい、それではお答えいたします。

資料 23 ページ中、備考欄に記載した休憩施設 4,700 平方メートルは、大神地区内の大型ショッピング施設に設定している駐車スペースでございます。同施設については、今回の都市計画の変更には含まれておりません。場所は画面中のこのエリアです（レーザーポインターで該当箇所を示す。）。

【中村議長】

奥委員、分かりましたでしょうか。

【奥委員】

そもそも備考に書いている意図が、どういうことなのかというのが分からなかったもので、質問いたしました。

【佐野幹事】

今回の変更箇所は赤字記載のとおりでございますが、休憩施設は変更箇所に含まれません。

【中村議長】

よろしいですか。

【奥委員】

参考情報として書いているという理解でよいでしょうか。

【佐野幹事】

はい。

【奥委員】

分かりました。

【中村議長】

例えば駅前広場なども、道路に併せて一体で定めることがあるが、そのような場合も含めて過去、慣習的にこのようなかたちで道路の備考欄に広場を設けるといったことを書いてきており、今回はたまたまそういった部分を含んだ道路についての変更であったということで御理解をいただければと思います。

【奥委員】

はい、ありがとうございます。

【中村議長】

そのほかに何かございますでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたということでございますので採決に入りたいと思います。

それでは、議第4408号から4413号までの6件につきましては原案どおり可決をしておりますでしょうか、御異議がある場合は挙手をお願いいたします。

【中村議長】

ありがとうございます。異議なしということでございますので議第4408号から4413号までの6件は、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議第4414号について幹事の説明を求めます。

【佐野幹事】

それでは、議第4414号相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更について御説明いたします。

相模川流域下水道の変更と名称を省略して説明させていただきます。

お手元の議案書は24ページ、図面集は13ページからとなりますが、説明は、右上に、「審議事項説明資料②」と記載のある資料により進めさせていただきます。

資料の2ページ目を御覧ください。

初めに、相模川流域下水道について御説明いたします。

相模川流域下水道は、二つ以上の市町の区域にわたる広域的な下水道として、相模原市を初めとした相模川流域内の9市3町の下水を集約し、処理しております。昭和44年の都市計画決定以降、昭和48年に平塚市の相模川右岸処理場、昭和52年に茅ヶ崎市の相模川左岸処理場の供用を開始し、下水の処理を行っております。流域下水道の都市計画は、広域の見地から、県が定める都市計画とされており、下水管渠、処理施設などを定めております。資料下側、中央に赤い丸でお示ししているのが、今回変更しようとする寒川平塚幹線となります。

資料3ページを御覧ください。

次に位置関係でございます。

位置図中央、北から南へ相模川が流れており、黄色で着色された区域が平塚市、緑色で着色された区域が寒川町になります。相模川の西側、平塚市内に相模川右岸処理場、相模川の河口部、茅ヶ崎市内に相模川左岸処理場がございます。図の中央に赤色で示している寒川平塚幹線は、相模川右岸処理場と、相模川左岸処理場へ向かう左岸幹線を接続する下水管渠となります。

資料の4ページを御覧ください。

次に、寒川平塚幹線の概要です。

本幹線の目的は、資料右上に記載のとおり、下水処理場のネットワーク化であり、大規模地震などによる災害時でも相模川右岸処理場と左岸幹線をつなぎ、下水を相互融通することにより、下水道が果たすべき機能を継続的に確保するため整備するものでございます。

資料の5ページを御覧ください。

空中写真をお示ししてございます。周辺の土地利用は、相模川の西側、相模川右岸処理場周辺には住宅地が広がり、東側の寒川町におきましては、工業団地が形成されております。なお、赤色でお示ししている寒川平塚幹線は、全線において、地下に設ける計画となっております。

資料6ページを御覧ください。

次に計画汚水量でございます。相模川流域下水道全体計画におきまして、相模川右岸処理区で1日当たり33.8万立方メートル、左岸処理区で56.7万立方メートルの汚水の発生が想定されております。二つの処理区をつなぐ、赤色でお示しした寒川平塚幹線は、左右岸で相互融通できるよう、計画汚水量の多い左岸処理区の汚水56.7万立方メートルを送水可能とする設計としております。

資料7ページを御覧ください。

次に、上位計画の位置付けでございます。

「かながわ都市マスタープラン」において、「安全・安心な都市づくりに向けた社会資本整備」の一つといたしまして、「災害に強い下水道の整備」を位置付けており、「被災時のバックアップ機能を確保するためのネットワーク化などについて取り組みます。」としております。

資料の8ページを御覧ください。

下水道における上位計画である「相模川流域別下水道整備総合計画」において、処理施設の「中期的な整備方針」といたしまして、相模川左岸処理場及び右岸処理場の両処理場において、「連絡幹線の整備による処理場のネットワーク化」を、整備の目標として位置付けております。

資料の9ページを御覧ください。

次に、今回の都市計画変更の内容でございます。

資料の右上に記載のとおり、事業実施に向けまして詳細な検討を行った結果、起終点の位置及び幹線ルートを変更するものでございます。

なお、管径や埋設深さにつきましての変更はございません。資料左下の横断面図のとおり、管径2メートルの下水管渠を、地表面から最大約15メートルの深さに整備いたします。

資料の10ページを御覧ください。

初めに、起点側、平塚市側の変更内容でございます。

相模川右岸処理場における施設配置の見直しにより、起点の位置の変更を行うものです。資料は、相模川右岸処理場における、寒川平塚幹線の起点周辺の施設平面図をお示ししてあります。

当初は、資料左側の変更前の平面図のように、寒川平塚幹線を通じて送水される、左岸処理区における汚水に含まれる雨天時浸入水を一時的に貯留するための雨水沈殿池を避けるよう、黄色い矢印で示したルートで計画してございました。

その後、雨天時浸入水対策の取組によりまして、雨水沈殿池が不要となったことから、資料右側の変更後のように、最短ルートで接続するよう規定の位置を変更するものです。

資料の11ページを御覧ください。

次に、終点側、寒川町側の変更内容でございます。

相模川左岸線への接続部における施工時の安全性を確保するため、接続位置を変更するものです。資料左側は、寒川平塚幹線と相模川左岸幹線の変更前後の接続位置をお示ししております。

当初は最短ルートで相模川左岸幹線に直接接続する計画としておりましたが、生活様式の変化などに伴う管渠内を流れる最低水位の上昇によりまして、安全な施工ができなくなったことから、接続位置を変更するものでございます。

資料右側で、接続部のイメージ図を示しております。

右下の変更前におきましては、管渠内で水位が低い時間帯に限り作業を行うこととしておりましたが、最低水位の上昇によりまして、安全な施工ができなくなったことから、改めて施工方法の検討を行った結果、右上の変更後の図のとおり、作業スペースを確保できるよう、接続位置を既存人孔に変更いたしました。

また、このことによりまして、急激な水位上昇時でも、垂直避難を可能とし施工時の安全性が確保されることとなりました。

資料12ページを御覧ください。

以上、相模川流域下水道の変更につきましては、下水管渠の寒川平塚幹線の終点の位置について、高座郡寒川町田端から、一之宮七丁目に変更いたします。区域は、計画図表示のとおり変更いたします。

資料の13ページを御覧ください。

最後に、縦覧等の手続きについて説明いたします。

相模川流域下水道の変更について、公述の申出及び意見書の提出はございませんでした。

以上で議第4414号、相模川流域下水道の変更について説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【中村議長】

ただいま幹事から、議第4414号の説明がございましたが、何か御意見、御質問がございましたら挙手をお願いいたします。

それでは、ございませんようですので、ここで採決に入りたいと思います。

それでは、議第4414号を原案どおり可決してよいでしょうか。御異議がある場合は挙手をお願いいたします。

【中村議長】

ありがとうございます。異議なしということで、議第4414号は原案どおり可決いたしました。

次に報告事項に移ります。第8回線引き見直しについて事務局から報告をしてください。

【佐野幹事】

それでは、第8回線引き見直しについて報告させていただきます。説明は、右上に「報告資料」と記載のある資料によりまして進めさせていただきます。なお、会場のスクリーンにも同じものを映しております。

資料の2ページを御覧ください。

第8回線引き見直しにつきましては、継続的に本審議会に報告させていただいております。令和3年度は、第8回線引き見直しに向けた検討会より提言いただいたことにつきまして、令和4年度は、基本的基準の内容について、報告させていただきました。

本日は、令和5年度の関係機関調整を経て確定した県素案について報告させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

本日は、御覧の4項目について説明させていただきます。

それでは、「1 線引き見直しの概要・経過」から順次説明させていただきます。

資料の4ページを御覧ください。

初めに、「(1) 見直しの対象となる都市計画」についてです。今回の線引き見直しでは、表に記載の五つの都市計画を見直すこととしております。

まず、①「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる整開保でございます。これは、区域区分の方針及び主要な都市計画の決定の方針などを定めるものでございます。

次に、②「区域区分」でございます。これは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するものでございます。

続きまして③「都市再開発の方針」です。これは計画的な再開発が必要な市街地のうち、市街地の再開発を促進すべき地区などを定めるものでございます。

次に、④「住宅市街地の開発整備の方針」です。これは、住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地を整備等すべき地区などを定めるものです。

最後に⑤「防災街区整備方針」です。これは、密集市街地内の各街区について、防災街区としての整備を図るため市街地の再開発を促進すべき地区などを定めるものでございます。

資料の5ページを御覧ください。

次に、「(2) 本県の線引きの状況について」です。灰色に着色した部分が、区域区分を定めております「線引き都市計画区域」で、県土面積の約7割となっております。

その内訳としまして、市街化区域は約39%、市街化調整区域は約33%となっております。

また、網掛けの部分が、区域区分を定めていない「非線引き都市計画区域」で、県土面積の約1割を占めております。

白抜きの部分が「都市計画区域外」となっておりまして、県土面積の約17%となっております。

資料の6ページを御覧ください。

次に、「(3) 人口の増加と市街化区域の拡大について」です。神奈川県では、グラフの左、昭和45年の当初線引き以降、これまで概ね5年から10年ごとに見直しを行っております。平成28年までに7回の見直しを行ってきております。

この間、本県の総人口は、オレンジの折れ線で示すとおり、約72%増加したことに対しまして、青の棒グラフで示す市街化区域面積は約7%の拡大にとどまっております。

なお、指定都市につきましては、第7回線引き見直し以降、個別に見直しを実施しております。

資料の7ページを御覧ください。

「2 第8回線引き見直しの概要」についてです。

初めに「(1) 全体の概要」でございます。

目標年次は、第7回線引き見直しの目標年次である2025年の10年後、2035年といたしました。

次に、計画上の位置付けでございますが、最上位計画である「新かながわグランドデザイン」の下に、都市づくりの分野での基幹的な計画であります「かながわ都市マスタープラン」がございまして、その内容を具体的な都市計画へ反映するため、線引き見直しを行うものです。

資料の8ページを御覧ください。

次に「(2) 見直しにあたっての基本的な考え方」についてです。

かながわ都市マスタープランの県土都市像の実現に向けて、五つの基本的な考え方を設定してございます。

「①集約型都市構造の実現に向けた都市づくり」では、本格化する人口減少社会に備え、集約型都市構造化に向けた取組を進めることとしております。

「②災害からいのちと暮らしを守る都市づくり」では、災害レッドゾーンについては都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とし、地域の実情も踏まえながら、市街化区域を市街化調整区域に編入する、いわゆる逆線引きなどにより、土地利用の面からも防災・減災に取り組むこととしております。

資料の9ページを御覧ください。

さらに、「③地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり」、「④循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり」、「⑤広域的な視点を踏まえた都市づくり」などに引き続き取り組むこととしております。

資料の10ページを御覧ください。

続きまして、「3 県素案の概要」の「整開保、区域区分」についてです。

初めに、「(1) 整開保の構成」ですが、スライドの左側に示す第1章の1では、神奈川県全域の方針を定めておりまして、都市計画の目標の中で、先ほど御説明いたしました五つの基本的な考え方を位置付けております。

第1章の2では、県内を五つに区分した都市圏域ごとに共通の方針を定めております。また、スライドの右側、第2章以降では、都市計画区域ごとの方針を定めており、第1章で記載した、「都市計画の目標」を反映した内容としました。

資料の11ページを御覧ください。

次に、「(2) 基本的な考え方の主な反映内容」についてです。

基本的な考え方「①集約型都市構造の実現に向けた都市づくり」への対応としまして、大和都市計画の方針附図を例示しながら御説明させていただきます。

今回の見直しでは、集約拠点を新規に追加いたしまして、市町都市計画マスタープランなどとの整合を図ることで、集約型都市構造化の実現を推進していくこととします。

資料の12ページを御覧ください。

次に「②災害からいのちと暮らしを守る都市づくり」への対応として、鎌倉都市計画区域区分の計画図の一部を例示します。

災害レッドゾーンである土砂災害特別警戒区域が指定された区域のうち、将来的に都市的土地利用を行わない部分、図で言いますと、黄色点線と赤線で囲まれた部分を逆線引きすることといたします。非常に小さい区域ではございますが、着実に取組を進めていくための第一歩であると認識しております。

資料の13ページを御覧ください。

次に、第2章の「人口の推計」、「産業規模の推計」について説明いたします。

資料の14ページを御覧ください。

まず、「(3) 人口の推計」についてです。左のグラフは、県で推計した県内総人口の将来推計でございますが、目標年次である2035年に県の総人口はおおむね900万人となることが推計されております。この推計に基づきまして、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口などを踏まえまして、目標年次である2035年における各都市計画区域の人口を推計した結果が、右の表となっております。

資料の15ページを御覧ください。

次に「(4) 産業規模の推計」についてです。産業規模は従来と同様に都市圏域ごとに算定しており、工業出荷額については、工業統計調査等における実績を基に、流通業務用地については、都市計画基礎調査の結果を基に推計いたしました。

資料の16ページを御覧ください。

次に「(5) 区域区分の変更概要」についてです。今回、市街化区域に即時編入する箇所は、人口集中地区となっている箇所など合計で41箇所2.58ヘクタール、また、市街化調整区域に即時編入する、いわゆる逆線引きは、山林や農地、災害レッドゾーンで、将来的に都市的土地利用を行う見通しが無い箇所など、合計で37箇所3.33ヘクタールといたしました。

資料の17ページを御覧ください。

次に、「(6) 保留区域の設定について」です。まず、保留区域とは、市街化区域への編入を保留し、将来新たなまちづくりを検討する区域となっております。その規模は、都市計画区域ごとに推計した人口や産業の規模に基づき設定いたします。区域の位置につきましては、住居系では、駅などの拠点周辺など、産業系につきましては、インターチェンジ周辺の幹線道路沿いなどに限定しております。保留区域として設定された区域は、例えば、地権者との合意形成が図られるなど、市街地整備の見通しが明らかとなった段階で、市街化区域に編入することといたします。

資料の18ページを御覧ください。

次に、「(7) 保留区域の位置、場所の考え方」についてです。スクリーンには、開成都市計画区域を中心とする図を示してございます。開成町では、保留区域を2か所ほど設定してございます。

まず、赤色の丸で示しております住居系の保留区域は、集約拠点である開成駅からの距離が2キロメートル以内の区域に、また、青い丸で示している産業系の保留区域は、大井松田インターチェンジからの距離が5キロメートル以内の区域に限定することで、将来の市街化区域編入に当たり、集約型都市構造化を図ろうとするものでございます。

資料の19ページを御覧ください。

次に「(8) 保留区域の設定状況」についてです。黄色で着色した市町で保留区域を設定することとしておりまして、赤い丸の住居系を6か所、青い丸の産業系を12か所、緑の丸の住居系と産業系の複合を1か所、合計19か所を今回設定してございます。

資料の20ページを御覧ください。

次に、「(9) 都市再開発の方針の変更概要」についてでございます。今回下の写真にて示すような土地区画整理事業の完了により、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が図られたことなどを踏まえまして、一号市街地は63か所から60か所に、再開発促進区は24か所から19か所にいたします。

資料の21ページを御覧ください。

続きまして、「(10) 住宅市街地の開発整備の方針の変更概要」についてです。今回、下の写真にて示すような、土地区画整理事業の完了によりまして、計画的な住宅市街

地整備が図られたことなどを踏まえ、重点地区は23か所から12か所といたします。

資料の22ページを御覧ください。

次に「(11) 防災街区整備方針の廃止」についてでございます。現在大和市のみが本方針を定めておりますが、下の写真にて示すように、土地区画整理事業の完了により、災害時の避難路の脆弱性などが解決し、健全な市街地形成が図られたことから、方針を廃止いたします。

資料の23ページを御覧ください。

続きまして、今後のスケジュールについてです。初めに、「(1) 県素案の閲覧と公聴会について」ですが、県素案の閲覧を令和6年9月6日から27日まで行いました。その結果、13都市計画区域において公述の申出がございました。既に鎌倉など9都市計画区域で公聴会を開催しておりまして、今後、三浦市など4都市計画区域で開催してまいります。

また、公聴会での公述意見の要旨とそれに対する都市計画決定権者の考え方につきましては、次回の審議会において報告させていただきます。

資料の24ページを御覧ください。

最後に「(2) 今後のスケジュール」でございます。

現在随時開催している公聴会での意見を踏まえまして、今年度内に県原案を確定したいと考えております。その後、法定縦覧等の手続きを進めまして、令和7年内の変更告示を目指してまいります。

以上で本日の報告を終了させていただきます。

【中村議長】

ただいま事務局から報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

はい、山梨委員をお願いいたします。

【山梨委員】

22ページの防災街区整備方針の廃止のところの写真ですが、左側の写真がいつ頃撮られたものか分かりますでしょうか。市街地の整備までどのぐらい時間が掛かったのか参考までに知りたいので。

【中村議長】

はい、事務局、お願いいたします。

【佐野幹事】

少々お待ちください。

【中村議長】

整備に当たっては、相当な期間が掛かっていると思いますが、今事務局のほうで資料を調べているようでございますので、他に御意見、御質問等ありましたらそちらを先に進めたいと思います。

それでは、稲垣委員、奥委員の手が挙がっているようでございますので、先に稲垣委員、その後奥委員というかたちで進めていきたいと思います。まず、稲垣委員をお願いいたします。

【稲垣委員】

御説明ありがとうございました。

今回、災害レッドゾーンについては都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方として、横須賀と鎌倉で災害レッドゾーン除いたかたちで線引きをし直すということを見直しの中にも含めているとの御説明を頂きました。そのほかにもこのような場所の候補がどれほどありそうか、また、今後さらに増えていく見込みがありそうか、情報をお持ちでしたら教えてください。

【中村議長】

はい、事務局どうぞ。

【佐野幹事】

逆線引きについては今回非常に少ない箇所しか実施できておらず、今後も進めていかなければいけないものだと考えております。

資料12ページに記載のようなレッドゾーンが宅地にかかっている箇所も多くございまして、現況として都市的土地利用がなされている箇所もたくさんあるものと考えております。しかしながら、今現在、都市的土地利用がなされていない箇所におきましても、今後、地権者の方が引き続き土地利用を考えているような場合、我々の方としましても、逆線引きはなかなか難しいのかなと考えております。

このような箇所の総数については、現在県でもまだ把握できておりませんが、各市町の方でそういったところを整理した中で地域の方の御意見がまとまるようであれば、逆線引きを進めていきたいと考えております。以上です。

【中村議長】

はい、よろしいですか。

【稲垣委員】

はい、ありがとうございました。既に宅地化されているところを逆線引きすることは難しいだろうと私も思うのですが、自然的土地利用のところから、地元の自治体ですとか地権者の方々と相談しながら進める体制ができるとういと思えました。

【佐野幹事】

ありがとうございます。

【中村議長】

はい、どうもありがとうございます。

では続いて、奥委員お願いできますでしょうか。

【奥委員】

見直しに当たっての基本的な考え方①から⑤のうち、最初の二つについては、資料の11ページから12ページにて整開保における都市計画の目標への反映内容を紹介いただいたのですが、残りの三つはどうなっているのかというところを、次回でも構いませんので是非資料としてお作りいただき、御説明いただくとありがたいなと思います。

逆線引きの話は、自然的環境との共生というところとも関連はするのだろうとは思いますが、循環型とか脱炭素型の社会にどのように貢献できるのかとかですね。③も地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり、また広域的な視点も重要です。

ので、具体例があればお示しいただければありがたいなと思いました。

【中村議長】

はい、お願いいたします。

【佐野幹事】

御意見ありがとうございます。

今回、8ページの方で「集約型都市構造の実現に向けた都市づくり」と「災害からのち暮らしを守る都市づくり」の二つを御紹介させていただいたのは、残りの三つにつきましては、第7回線引きのあたりからも進めていた内容でございましたので、今回特にその二つ、トピック的に御紹介させていただきました。

次回の都計審では、現在行われている公聴会の結果を報告いたしますが、その際、委員に御指摘を頂きました三点についても、併せて御紹介させていただきたいと思っております。

【奥委員】

はい、よろしくお願いいたします。

【中村議長】

はい、どうもありがとうございました。

先ほどの山梨委員の御質問について、事務局、何か分かりましたでしょうか。

【佐野幹事】

はい、先ほどの資料22ページ左側の写真は、平成9年に撮影されたものでございます。今から27年前になります。

【山梨委員】

平成9年ですか。わかりました。

【中村議長】

その他はいかがでございましょうか。

それでは、御意見、御質問は出尽くしたようでございますので、第8回線引き見直しについての報告は、これをもちまして終了といたしたいと思っております。

以上で、本日の審議会を閉会いたします。

<閉会>